

## 平成 29 年度における国民健康保険標準保険料（税）率等の試算結果 について

平成 29 年 9 月 25 日  
和歌山県国民健康保険課

### 1. 概要について

平成 30 年度から都道府県は国民健康保険の保険者となるとともに、財政運営の責任主体となる。その準備行為の一環として、「国民健康保険における納付金及び標準保険料率の算定方法について」（平成 29 年 6 月 5 日付け保発 0605 第 1 号厚生労働省保険局長通知）の別添 1「国民健康保険における納付金及び標準保険料率の算定方法について（ガイドライン）」（以下「ガイドライン」という。）に基づき、平成 29 年度に改正後の国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号。以下「改正国保法」という。）が施行されたと仮定した場合における改正国保法第 75 条の 7 に規定する国民健康保険事業費納付金（以下「納付金」という。）及び同法第 82 条の 3 に規定する標準保険料率について、下記のとおり試算を行った。

### 記

### 2. 試算の前提について

- (1) 新制度を前提とし、改正後ガイドラインに基づき試算
- (2) 平成 29 年度に 1,700 億円の追加公費の内、1,200 億円が投入された前提で試算
- (3) 国普通調整交付金及び前期高齢者交付金等は、市町村単位から都道府県単位で算定された前提で試算
- (4) 医療給付費の推計は、平成 29 年度 2 月診療分までの実績医療費及び平成 29 年 2 月末までの被保険者数実績を反映させて試算
- (5) 激変緩和措置の検討（※）

※国民健康保険の財政運営の仕組みが変更（納付金方式の導入や算定方法の変更等）されることに伴い、一部の市町村においては、被保険者保険料（税）負担が上昇する可能性がある。このため、平成 28 年度保険料（税）額（決算）と平成 29 年度保険料（税）額の試算結果を比較し、激変緩和を実施し、被保険者の保険料（税）の負担が急激に増加すること回避する。

### 3. 試算結果について

和歌山県の一人当たり保険料（税）額（年額・平均）【医療分・後期支援金分・介護納付金分】

#### （1）決算補填等目的の法定外一般会計繰入等を行った場合

①	②	③	③－①	③－②
平成 28 年度 実績	平成 29 年度 試算結果 激変緩和前	平成 29 年度 試算結果 激変緩和後	比較 I	比較 II
104,681 円	99,074 円	93,611 円	▲11,070 円 (▲10.57%)	▲5,463 円 (▲5.51%)

※平成 28 年度と一人当たり同額の決算補填等目的の法定外一般会計繰入、前年度繰上充用及び財政調整基金取崩等を繰入れたものとして平成 29 年度分を計算。

#### （2）決算補填等目的の法定外一般会計繰入等を行わなかった場合

①	②	③	③－①	③－②
平成 28 年度 実績	平成 29 年度 試算結果 激変緩和前	平成 29 年度 試算結果 激変緩和後	比較 I	比較 II
106,634 円	99,074 円	95,564 円	▲11,070 円 (▲10.38%)	▲3,510 円 (▲3.54%)

※上記保険料（税）額は、県の平均額であり、実際の市町村の保険料（税）額は各市町村や各被保険者の状況によって異なる。

### 4. 試算結果に大きく起因した主な要因及び留意事項

#### （1）主要な要因

- ・平成 29 年度保険給付費の推計値が県全体で対前年度比でマイナスになった。
- ・追加公費を反映させたことにより保険料（税）額が抑制された。

#### （2）留意事項

- ・今回の試算は、平成 29 年度に新制度が導入されたと仮定して試算を行ったものであり、当試算結果が平成 30 年度の被保険者負担の増加（減少）傾向を示すものではなく、また、平成 30 年度における納付金算定は今後下記 5 のとおり行う。
- ・平成 30 年度の納付金算定時には、激変緩和の方法について変更事項があり、また、算定に使用する数値（診療実績）等が、算定時に把握できる直近の数値を使用するため、今回の試算結果から変動する。
- ・平成 30 年度以降の保険料（税）率は、県が算定する標準保険料（税）率を参考に市町村が今までどおり各市町村の所得状況等に応じ決定する。

## 5. 今後の予定

平成 29 年 11 月 平成 30 年度の納付金・標準保険料（税）率の算定

平成 30 年 1 月 平成 30 年度の納付金・標準保険料（税）率の確定

※納付金・標準保険料（税）率の決定に必要な事項は、市町村及び和歌山県国民健康保険運営協議会で協議を行った上、決定します。

## 6. 添付資料

- ・別紙 1：国保事業費納付金及び市町村標準保険料率の算定方法
- ・別紙 2：平成 28 年度一人当たり保険料（税）額と平成 29 年度一人当たり保険料（税）額の比較表（※決算補填等目的の法定外一般会計繰入を行った場合）
- ・別紙 3：平成 28 年度一人当たり保険料（税）額と平成 29 年度一人当たり保険料（税）額の比較表（※決算補填等目的の法定外一般会計繰入を行わなかった場合）
- ・別紙 4：平成 29 年度国民健康保険・保険料（税）率比較表（試算・新制度と市町村本算定・現行制度）